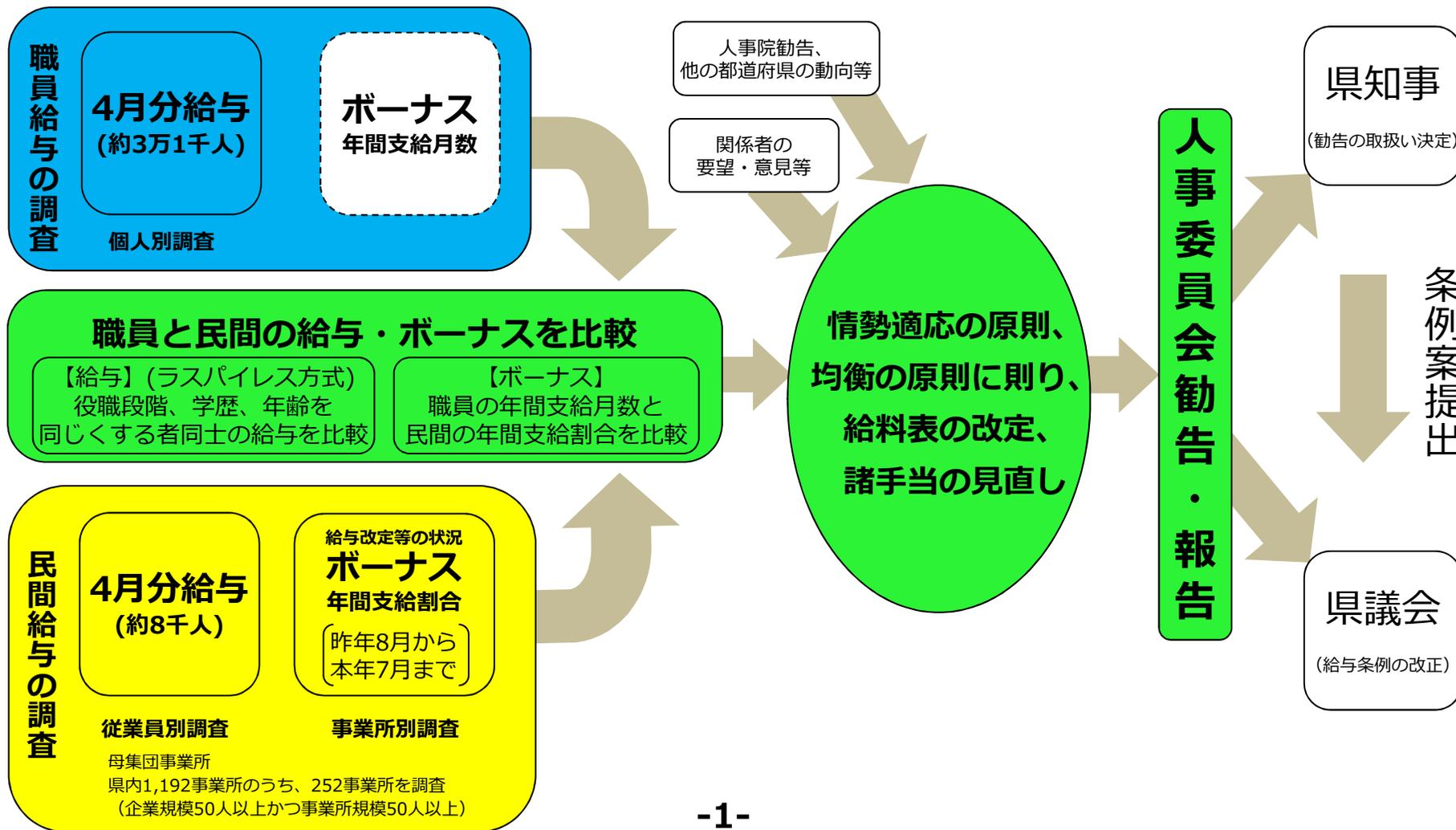


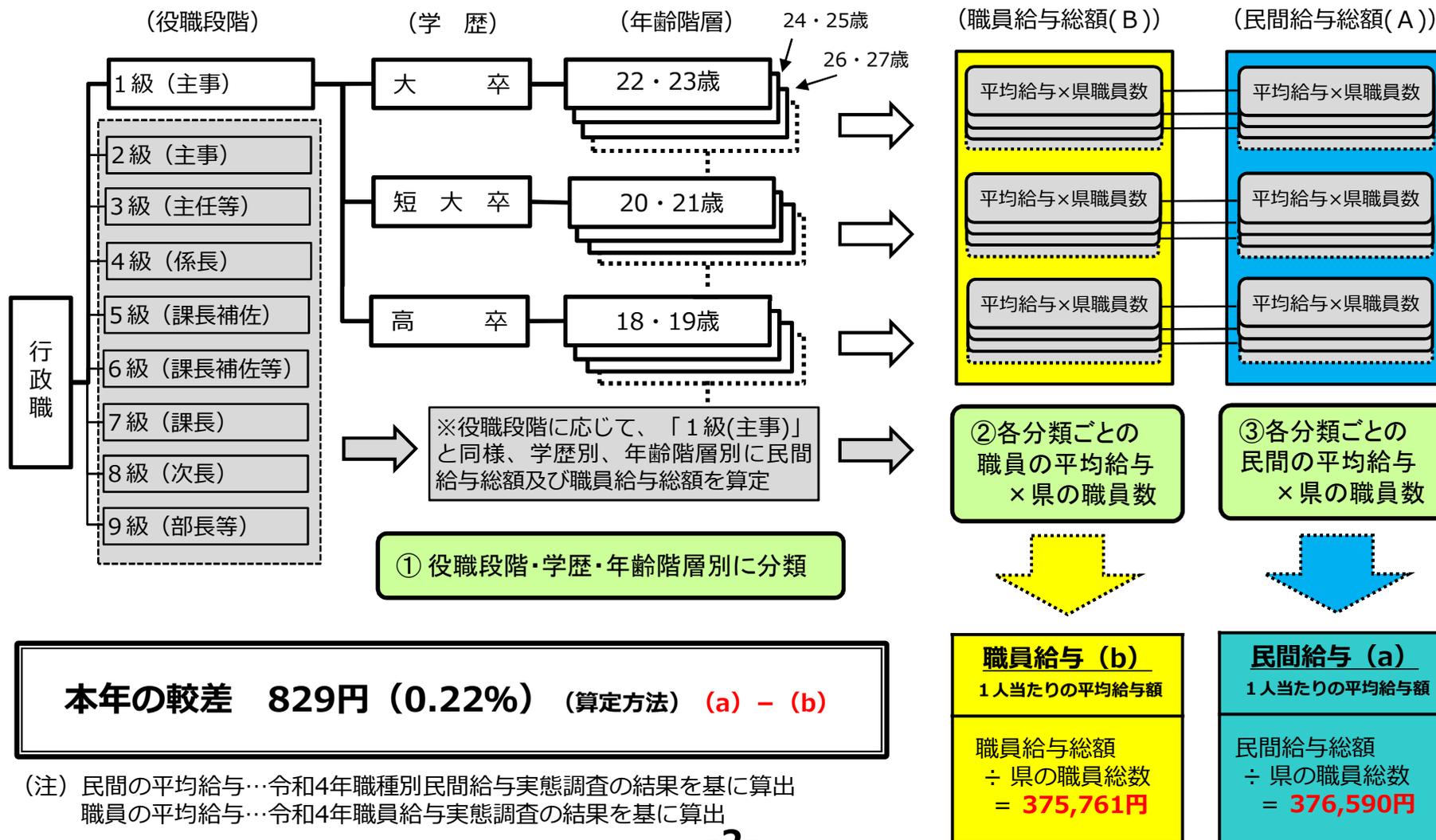
# ① 給与勧告の手順

- ・ 人事委員会では、職員の給与水準を民間に均衡させることを基本とし、人事院勧告や他県の動向等を踏まえて勧告
- ・ ボーナスについても、民間の年間支給割合に職員の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



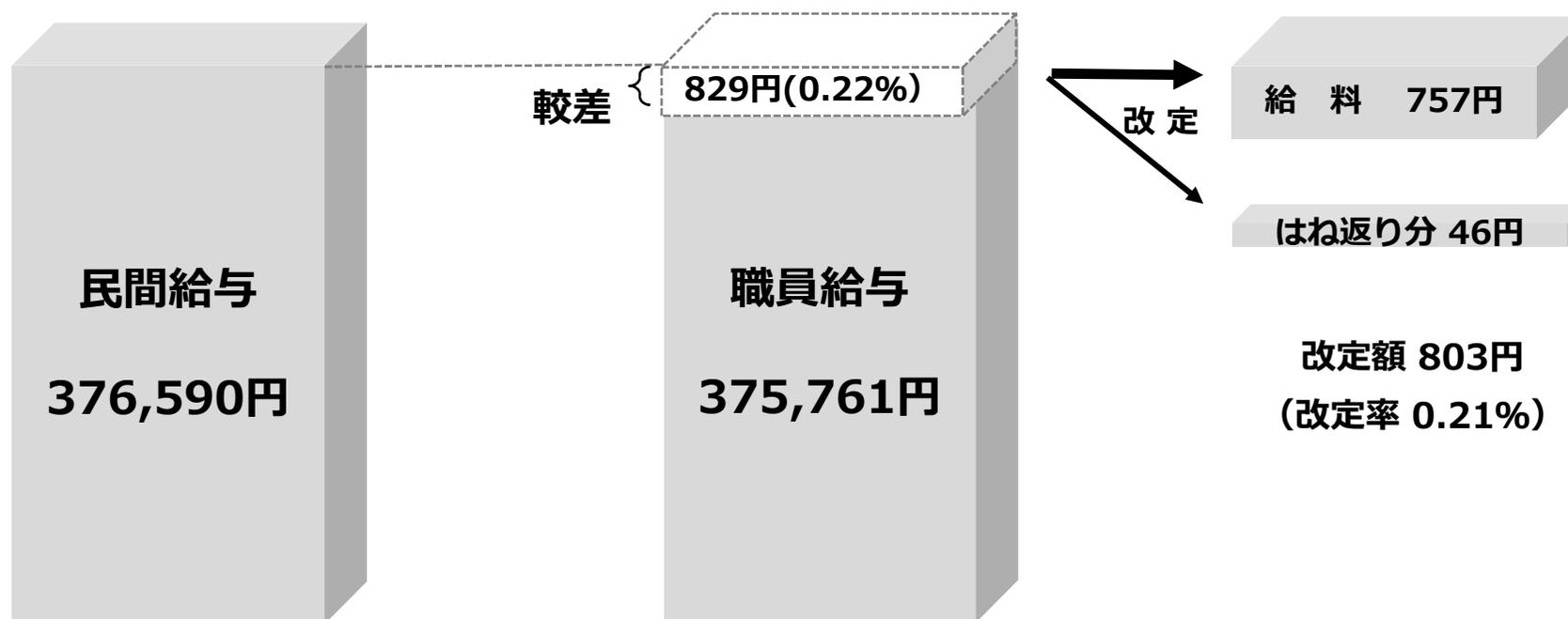
## ② 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の比較は、職員(行政職)と民間従業員（行政職に類似する職種）について、役職段階に応じて、学歴、年齢階層などと同じくする者同士の給与を対比させ、差を算出



### ③ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点の民間給与との較差 829円 (0.22%) であったため、以下のとおり給料を引き上げることとしました。



- (注1) 「はね返り分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。
- (注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準抛の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

## ④ 給与勧告の対象職員（令和4年4月1日現在）

給与勧告の対象職員<sup>※1</sup>は、30,752人<sup>※2</sup>

※1 企業局職員、病院局職員及び技能労務職員は、給与勧告の対象外

※2 令和4年職員給与実態調査による職員数

## ⑤ 給与勧告の実施状況

	月例給	ボーナス	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減
平成25年	—	3.95月	—
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月
令和元年	0.10%	4.50月	+ 0.05月
令和2年	—	4.45月	▲ 0.05月
令和3年	—	4.30月	▲ 0.15月
令和4年	0.21%	4.40月	+ 0.10月

※ 令和元年以来、3年ぶりに月例給及びボーナスともに引上げ